

略

〔倭訓栞前比編二十五〕ひたひ 和名鈔に蔽髪をもよめり、額の義に出たり、女の具也、平額、居額の別あり、中略岡部氏の説に、内宴の様書たる古き繪に、舞妓の髪あげたる形と、御食まゐらする采女が髪あげたるひたひの様、うなじのふくらなど、大かたはひとしくて、舞妓は寶髻をし、采女はさる飾せぬ也、雅亮が五節の事書るに、おきびたひ、すゑびたひといへるも是也といへり、

〔歴世女装考四〕びんみの髪に入る事

すゑ、ひたひをもちふる事、雅亮装束抄五節の舞姫の所にみえたり、此ひたひ後世にはびんぶくといひけるが、女房装束着用次第圖にみえたるをこゝに出す、

○うらなひ袷びん之躰とあり

「びん之髪の毛をうらなひの如き物をミツ作り用ふ」下あり

○此圖、東山殿時代の物也

